

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 地域子育て支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 地域の子どもを地域で見守り育てる環境づくりを支援するため、寄付金を活用し、地域子育て応援団など子どもの居場所づくりを実施している団体または新規に事業を開始しようとしている団体等（以下、「活動団体」という。）を対象に、運営、新規開設など必要な経費に対し、予算の範囲内で地域子育て事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付する。

(事業実施主体)

第2条 助成金の対象となる活動団体は、地域のコミュニティ振興会、学区・地区社会福祉協議会が主催又は支援（共催や財政的支援）を受けている団体（支援予定含む）とする。なお、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を主な活動目的としている、いわゆる「子ども食堂」を行っている団体については、本助成では対象としない。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の対象経費は次のとおりとする。

- (1) 活動団体の運営費（お菓子、衛生用品、備品、遊具、保険加入料等）又は新規開設経費とする。ただし、国や県、市等の他の補助金、助成金等の対象経費に計上したものは、この助成金の対象としない。なお、活動団体の人件費及び職員の飲食に要する経費は対象外とする。
- (2) その他、酒田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1団体5万円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書を酒田市社会福祉協議会に提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、交付決定通知書により、通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の実績報告は、事業終了後、次の書類を添付して事業実施年度の3月末日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実施に伴う書類等（領収書、周知用チラシなど）
- (4) 事業実施状況の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、当該年度の助成事業実績報告書に基づき、交付すべき助成金の確定を行う。

(助成金の交付及び返還)

第9条 助成金は、その額の確定後に、交付決定者の請求により交付するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、助成対象事業の完了前に交付することができる。

2 交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。